

議案第 1 号

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の制定について

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

高齢化の進展に伴う長寿年齢に対する意識の変容等を踏まえ、長寿健康祝金の贈呈対象者及びその額を見直すため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例

(目的)

第1条 この条例は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、併せてその長寿を祝い、長寿健康祝金（以下「祝金」という。）を贈呈することを目的とする。

(対象者)

第2条 祝金の贈呈対象者は、3年以上本町の住民基本台帳に記録され、かつ、本町に現に居住している者で、年齢が100歳に達したものとする。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、5万円とする。

(贈呈)

第4条 祝金は、贈呈対象者が100歳に達した日から1月以内に贈呈するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の廃止)

2 湯河原町長寿健康祝金贈呈条例（平成9年湯河原町条例第16号）は、廃止する。

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の制定について

1 制定の内容

(1) 目的

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、併せてその長寿を祝い、長寿健康祝金を贈呈することを目的とする（第1条）。

(2) 対象者及び祝金の額の見直し

贈呈対象者の年齢区分や住所要件（第2条）、祝金の額（第3条）を次のとおり見直すものとする。

現 行	
対象者	祝金の額
77 歳	5,000 円
88 歳	10,000 円
100 歳	30,000 円
[住所要件] <u>1 年以上</u> 、本町に住所を有し、 居住していること。	

➡

見直し後	
対象者	祝金の額
100 歳	50,000 円
[住所要件] <u>3 年以上</u> 、本町に住所を有し、 居住していること。	

(3) 贈呈

100 歳に達した日から 1 月以内に贈呈する（第4条）。 ※現行と同様

(4) 委任

条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める（第5条）。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する（附則第 1 項）。

3 現行条例の廃止

現行の湯河原町長寿健康祝金贈呈条例（平成 9 年湯河原町条例第 16 号）は、廃止する（附則第 2 項）。